

日インドネシア経済連携協定にかかる通関トラブルについて（続報）

2020年1月17日

日本商工会議所

平成29年6月5日付けの書面（「日インドネシア経済連携協定にかかる通関トラブルについて」）にてお知らせした通関トラブル（日本の原産品を、日本から第三国を経由してインドネシアに輸送する場合の積送基準を巡るもの。以下「本通関トラブル」という。）について、外務省及び経済産業省から、両国間の協議の結果、本通関トラブルに対し実務的な対応策を講ずることが確認されたところ、これを受け、インドネシア財務省税関総局から各地の税関事務所長及び監査局長宛てに、同国政府は通し船荷証券上に経由地等が記載されない場合には船会社が発行する運送証明書の提出をもって積送基準の充足を認める旨の回章を発出したとの連絡がありました。

両国間で確認された本通関トラブルへの対応策の概要は以下のとおりです。

なお、インドネシア政府は、経由地である第三国において、本船からの製品の積替えがなく寄港のみ行った場合であっても、積送基準の充足を証明する書類の提出は必要であるとの見解を示しているとのことですので、併せて御留意ください。

- 1 日・インドネシア経済連携協定第40条3に基づき、輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。
 - (a) 通し船荷証券の写し
 - (b) 当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

- 2 上記1(a)に関して、通し船荷証券上に経由地等が記載されない場合には、以下(1)から(3)の必要的記載事項が記載された運送証明書の提出をもって、インドネシア政府は積送基準の充足を認めることとする。
 - (1) 船荷証券番号 (Bill of Lading Number)
 - (2) 寄港名/積替港名 (Port of Transit/Transshipment)

(3) 第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が原産品について行われていない旨の宣誓

(Statement which declares no operations are undergone in non-Parties except for unloading, reloading and any other operation to preserve the good condition.)

3 上記2の運送証明書は、船会社の本社又はインドネシアに所在する船会社の支社にて発行することができる。輸入者は、書面にて、運送証明書の原本又はその写しをインドネシア税関に対して提出する。ただし、運送証明書の写しを提出する場合には、その書面上に、輸入者又は船会社による署名又は押印及び原本の写しである旨の記載が必要である。

なお、上記対応策を講じた場合であっても、インドネシア税関から本通関トラブルに関連する何らかの指摘が入る可能性は排除できませんので、事前に輸入者等を通じて現地税関での取扱いについて確認されることをお勧めします。

本件について更に情報があつた場合には改めて報告いたします。

以上